

# 第19回 小規模事業者 持続化補助金

<一般型 通常枠> 活用ガイド

販路開拓と業務効率化を支援する  
「最大200万円」の補助金の仕組み  
から申請プロセスまで



# 販路開拓と業務効率化を支援する最大200万円の補助金です

相次ぐ制度変更（物価高騰、賃上げ、インボイス導入等）に対応するため、自ら経営計画を策定し、商工会・商工会議所の支援を受けて行う取組を国がサポートします。

## 補助額と補助率

最大200万円

補助率: 2/3

特定要件で 3/4

## 主な対象経費



機械装置



広報費



ウェブサイト関連費



展示会出展

機械装置 / 広報費 / ウェブサイト関連費 /  
展示会出展 など

## 主要スケジュール

申請締切:

2026年4月30日（木）17:00

交付決定: 2026年7月頃予定

事業終了: 2027年6月30日

# 業種別の従業員数要件を満たす「小規模事業者」が対象です



## 対象となる条件

商業・サービス業 (宿泊・娯楽除く)	5人以下
サービス業 (宿泊・娯楽業)	20人以下
製造業その他	20人以下

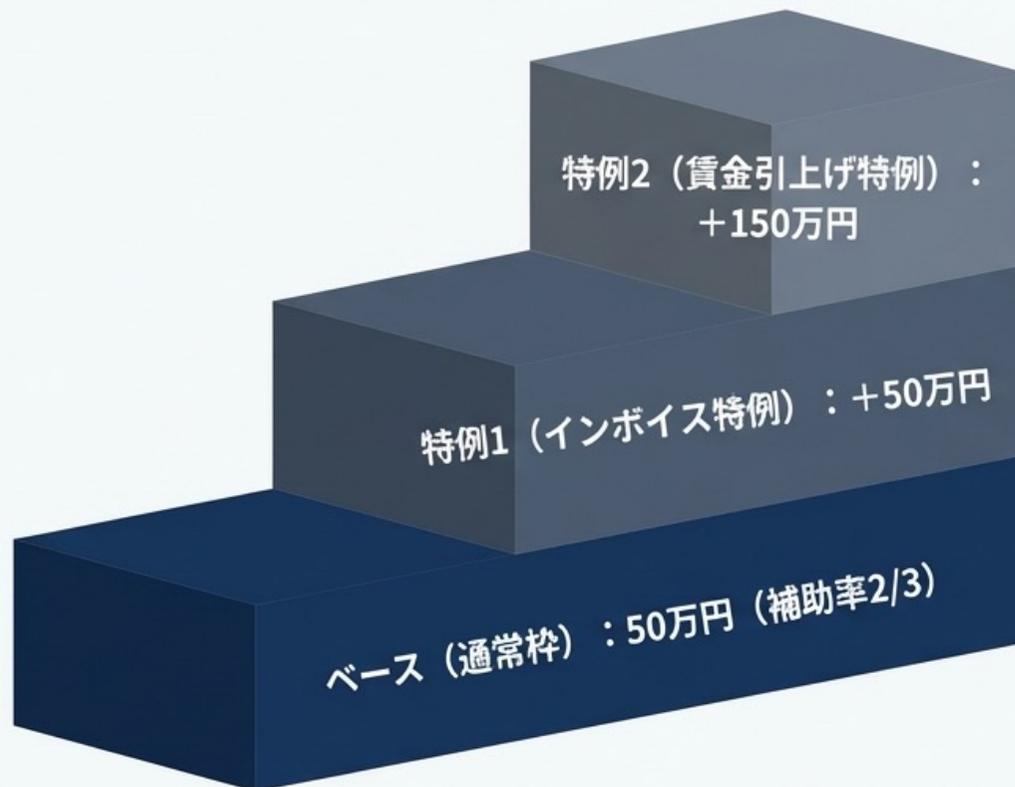
※日雇い、短期間労働者、試用期間は含まれません



## 対象外となる主なケース

 医師、医療法人、 一般社団・財団法人、 学校法人	 資本金5億円以上の 法人の100%子会社 (みなし大企業)
 直近3年間の課税所得の 年平均額が15億円を 超える事業者	 申請時点で未開業、 または<創業型>に 重複申請している事業者

## 特例枠を組み合わせることで最大200万円まで上限が引き上がります



MAX (両方適用) : 200万円



### 【重要メリット】

業績が赤字の事業者が「賃金引上げ特例」を使う場合、補助率が【2/3から3/4へ】アップし、優先採択されます！

# インボイス・賃上げ特例の適用には厳格な条件と証明書類が必要です

## インボイス特例（+50万円）

### 要件

- 2021年9月30日～2023年9月30日の間に免税事業者であった、または2023年10月以降創業で、適格請求書発行事業者に登録した者。

### 必須書類

- 登録通知書の写し、または受信通知。

## 賃金引上げ特例（+150万円）

### 要件

- 補助事業終了時点で「事業場内最低賃金」を申請時より【+50円以上】引き上げること。

### 必須書類

- 直近1ヶ月の賃金台帳、雇用条件が分かる書類（雇用契約書など）。



**【警告】要件を1つでも満たさなかった場合、特例の上乗せ分だけでなく、補助金全体が交付対象外（ゼロ）になります！**

# 商工会・商工会議所の支援を受けながら販路開拓に取り組む必要があります

## 経営計画に基づく 「販路開拓」

(例：新市場参入に向けた商品の改良、新ターゲット獲得に向けたプロモーション。単なる業務効率化のみは不可)

## 期間内での事業完了

(2027年6月30日までに発注・支払・納品のすべてを終了すること)

## 商工会・商工会議所の 支援

(事業支援計画書「様式4」の発行が必須。※受付締切の2週間前までに依頼が必要)

### ⚠️【注意】

第三者の高額コンサルタントに丸投げした計画や、虚偽の支援報告は「不採択・交付決定取消」となります。

# 補助対象となる経費は8つの区分に厳密に分類されています



## ① 機械装置等費

特殊プリンター、冷蔵ショーケース等の購入。



## ② 広報費

チラシ作成、DM発送、デジタルサイネージ広告。



## ③ ウェブサイト関連費

ECサイト構築、SEO対策、WEB広告配信。



## ④ 展示会等出展費

出展料、オンライン商談会参加費、通訳・翻訳料。



## ⑤ 旅費

販路開拓のための公共交通機関での出張費・宿泊費。



## ⑥ 新商品開発費

試作用の原材料費、新パッケージのデザイン費。



## ⑦ 借料

事業に直接必要な機器のリース・レンタル料。

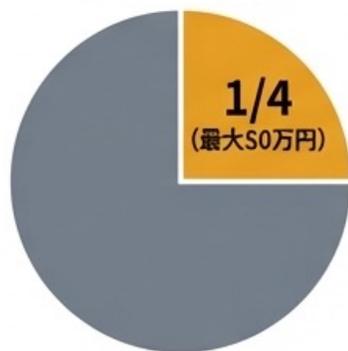


## ⑧ 委託・外注費

店舗改装工事、デザイン外注費など（自社で実行困難な業務に限る）。

## ウェブサイト関連費や高額資産の購入には特別な制限があります

### 制限1：ウェブサイト関連費の「1/4ルール」



- ウェブサイト関連経費のみでの申請は不可。
- 全体の【1/4（最大50万円）】までしか計上できない。

### 制限2：処分制限財産の「5年縛りルール」



- 単価50万円（税抜）以上の機械装置やウェブサイト作成、店舗改装は「処分制限財産」となる。
- 取得から5年間は無断で目的外使用、譲渡、廃棄が禁止。

### 制限3：相見積もりと中古品ルール



- 1件100万円（税込）超の購入は2社以上の相見積もりが必須。
- 中古品は単価50万円（税抜）未満のみ対象、かつ金額に関わらず2社以上の見積もりが必須。

# 汎用品の購入や単なる更新費用など、 対象外となるNG経費に注意してください

## 車輜・汎用品

自動車（ブルドーザー等除く）、自転車、パソコン、タブレット、プリンター、文房具など。

## 単なる更新・維持費

老朽化した機械の取替え、家賃、光熱費、通信費、商品の仕入れ。

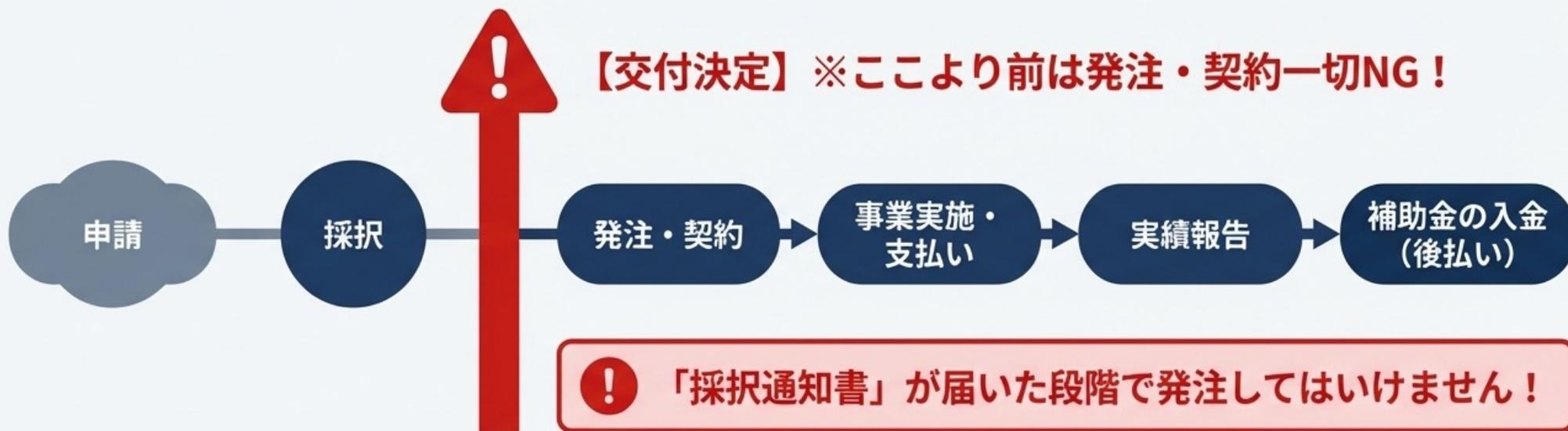
## 他制度との重複

介護報酬や保険適用診療にかかるサービスや経費。

## 支払い方法のNG

1取引10万円（税抜）を超える現金支払い、小切手・手形・相殺での決済、商品券やポイントでの支払い。自社内部や親族（3親等以内）への発注。

# 補助金は後払いで、交付決定前の発注・支払いはすべて対象外となります



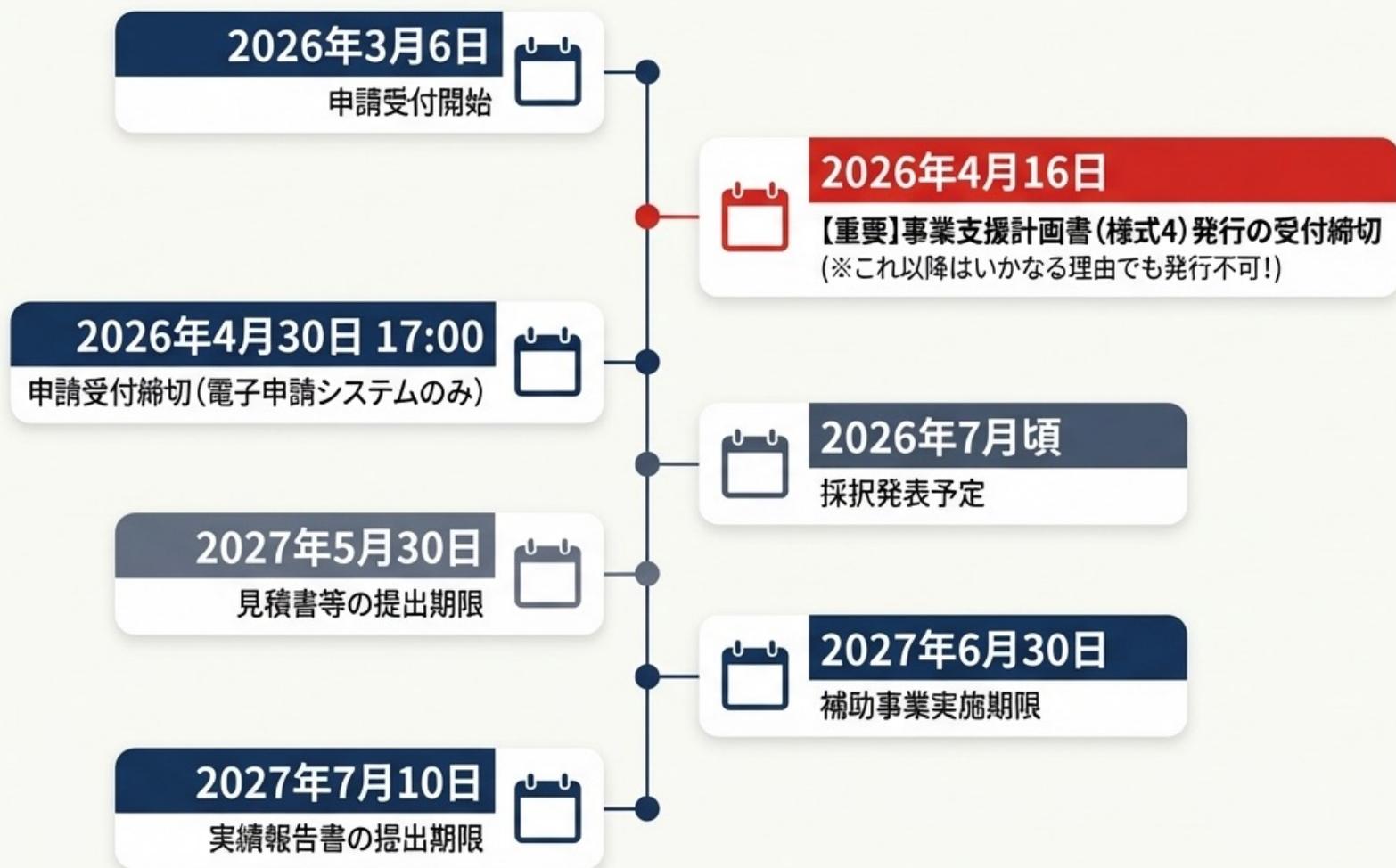
## 経費支出の基本原則

- ・支払いは原則として「銀行振込」のみ（10万円超の現金払いは不可）。
- ・クレジットカード払いの場合は、事業期間内に口座からの「引き落とし」が完了していること。個人のカードによる立替払いは帳簿確認できないと対象外。

# 申請から事業完了、事後報告までの一連のプロセスを理解しましょう



## 第19回公募の重要なスケジュールとデッドラインを見落とさないでください



## 審査員は自社分析の妥当性と計画の実現可能性を厳しくチェックします



### 1. 自社の経営状況分析の妥当性

製品・サービス、強み・弱みを客観的に把握できているか。



### 2. 方針・目標の適切性

ターゲット市場や顧客ニーズを正しく捉え、強みを活かしたプランか。



### 3. 補助事業計画の有効性

実現可能性が高く、新たな価値を生み出すか。デジタル技術の活用も評価対象。



### 4. 積算の透明・適切性

事業費の計上・積算が正確で、真に必要な金額のみが計上されているか。

【基礎審査】（要件未達・書類不備をチェック）

パスした案件のみ

【計画審査】（上記4項目）へ進む

# 政策的要件を満たすことで、採択を有利にする加点項目を獲得できます

※重点政策加点と政策加点から合計最大2種類まで選択可能



## 赤字賃上げ加点

赤字事業者が賃金引上げ特例に申請する場合（自動適用）。



## くるみん・えるぼし加点

厚労省が認定する子育てサポート・女性活躍推進企業。



## 事業環境変化加点

物価高騰や原油価格高騰などの影響を受けていること。



## 小規模事業者卒業加点

事業期間中に従業員を増やし、小規模事業者の枠を超える計画。



## 東日本大震災加点 / 令和6年能登半島地震等加点

特定地域での被災や風評被害を克服する取組。



## 事業承継加点

代表者が60歳以上で後継者候補が中心となって取り組む事業。